

に咨して知会し、及び別に進貢を行い、並びに長史梁求保を遣わして本を齎し京に赴かしむるを除くの外、謹んで具して奏聞し、伏して勅旨を候つ。

已上、為の字より起こし外の字に至りて止む。計字一百一

十五箇、紙一張

右、謹んで奏聞す

正統六年（一四四二）七月初六日 琉球国中山王世子臣尚忠

注\* 『明実録』正統七年正月己丑の条に梁求保が入貢し、尚忠の嗣位を乞うた記事、三月壬午の条に尚忠を冊封する詔と勅の記載がある。

(1) 正統六年四月二十六日 『世譜』は尚巴志の死去を正統四年四月二十日とする。なお正統四年付の〔四三二二〇〕は尚巴志の死を報じている。

(2) 印信 官吏のおびる印。公文書に押印して信を四方に伝えるからこのようにいう。ここでは琉球国中山王の印。

(3) 權管 かりに管掌する。

(4) 礼部に咨 (一七一一)。

(5) 梁求保 久米村の呉江梁氏（亀島家）〔家譜（二）〕七五三頁。この入貢に關し総注の『明実録』に名があるほか、『明実録』に正統元・三・四・五・九年と入貢の記事がある。

(6) 本 表本か。

1-12-18

国王尚徳の、冊封と先王への賜祭に謝して進貢する奏

(一四六三、八、四)

琉球国中山王臣尚徳、謹んで奏す。謝恩の事の為にす。

天順七年（一四六三）七月十三日、欽差の正使吏科右給事中潘栄・副使行人司行人蔡哲、官・軍人等を率領し、海船一隻に坐駕して国に到るを欽承す。詔書・勅諭を開読するに、王並びに王妃に冠服・礼物等の件を頒賜し、臣尚徳を封じて王と為し、及び先父王尚泰久を賜祭す、とあり。此れを欽む。欽遵して俱に已に奉受するの外、所有の欽奉せる詔書・勅諭は、上年の封王の事例に照依して、番国に留鎮するの外、臣尚徳、深く聖朝の恩寵を荷くし、固より当に親躬ら闕に詣りて天恩に拝謝すべきも、奈んせん遠く海邦を守るに縁り、天を瞻みて稽首す。此の為に理として合に通行すべし。特に王舅王察都等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び勝字等号海船二隻を管駕し、金結束金竜起花金靴酒金漆鞘金竜紋腰刀四把・鍍金銀竜結束鍍金銀靴酒金漆鞘金竜紋腰刀二把・鍍金銅結束靴螺鈿鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆鞘螺鈿靴腰刀一十把・鍍金銅結束螺鈿紅漆靴鞘腰刀一十把・鍍金銅結束紅漆靴鞘腰刀一十把・貼金馬鉄面一对・貼金馬鉄甲二付・金箔彩色屏風二扇・象牙三十六条、共に重さ五百斤・犀角三十個、共に重さ一十七斤・磨刀石二様、共に重さ一万斤・馬三十四・硫黄四万斤を装載し、京に赴き謝恩し進収せしむ。備細に礼部に移咨し知会する

を除くの外、謹んで具して奏聞す。

右、謹んで奏聞す

天順七年（一四六三）八月初四日 琉球国中山王臣尚徳

一<sup>⑤</sup>号、長史梁寶<sup>⑥</sup>を差<sup>つか</sup>わし、使者崇嘉山・魏古・闍班那<sup>⑦</sup>、都通

事蔡齊<sup>⑧</sup>、存留通事梁応<sup>⑨</sup>と<sup>ども</sup>同に、杜古麻沙里勝字号船に坐して謝恩せしむ

二<sup>⑩</sup>号、使者読詩・鄔普仕古・尤那須を差わし、通事金鏘<sup>⑪</sup>、存留通事李栄<sup>⑫</sup>と<sup>ども</sup>同に、徳字号に坐して同行せしむ

注 (1) 詔書 (〇一一四)。

(2) 勅諭 (〇一一五)。頒賜の目録は(〇一一六)。

(3) 王察都 『明実録』景泰二年(一四五二)正月乙卯・二月壬辰、天順五年二月庚寅の各条に入朝の記事がある。

(4) 礼部に移咨 (一七一四)。

(5) 一<sup>①</sup>号 これ以下の記述は琉球側の覚書きであろう。

(6) 梁寶 久米村呉江梁氏(家譜(二)七五四頁)。

(7) 闍班那 『明実録』正統十三年(一四四八)正月壬寅の条に入朝の記事がある。

(8) 蔡齊 久米村蔡氏三世(儀間家)(家譜(二)二四九頁)。

(9) 存留通事 進貢使に随行し中国に渡り、上京せず福州に滞在して業務に従事する通事。その多くは、滞在中に国用に役立つ學術・技芸を習得して帰国した。

(10) 読詩 『明実録』成化四年(一四六八)十月甲辰の条に入朝の記事がある。

(11) 金鏘 一四三二―一八七年。久米村金氏(具志堅家)二世(家譜(二)五五頁)。

(12) 李栄 『明実録』成化十三年三月壬申、十五年三月甲戌の各条に入朝の記事がある。

1-12-19

国王尚徳の、附搭の物貨に対し銅銭の給与を請い、進貢する奏

(一四六五、八、一五)

琉球国中山王臣尚徳、謹んで奏す。乞恩の事の為にす。

切に照らすに、本国は太祖高皇帝の開基より以来、屢々職貢を修むるに、皆聖恩を蒙り、附搭の物貨を將て照数して估値<sup>①</sup>し、永楽通宝並びに歴代の銅銭を給与せらるれば、回国して流通使用し、方物を収買するに甚だ便なり。前に王府失火するに因り、銅銭・貨物は俱に焼毀を被り、行使に堪えずして国用匱乏<sup>②</sup>す。近年以来、附搭の物貨は只だ絹匹等の貨のみを給せられて回<sup>かえ</sup>り至れば、本国、銭の下年の方物を収買するを欠く。本国は只だ硫黄・馬匹を産するのみにして、其の余の物貨は諸番に出ずるに縁<sup>よ</sup>り、方物を収買す。惟だ是れ銅銭流通すれば、便益なり。節次<sup>③</sup>に具本して奏乞するも未だ恩賜を蒙らず。此の為に、特に正議大夫程鵬・長史梁寶等の官を遣わし、勝字等号海船二隻を駕し、表文一通を齎捧し、及び硫黄四万斤・馬三十四・象牙一百六十斤・檀香二百斤・束香二百五十斤・胡椒三百五十斤を装載し、京に赴き進貢せしむ。今、